

広報ひだ

号 外
2020
No.1発行・編集 飛騨市新型コロナウイルス対策本部 〒509-4292 飛騨市古川町本町2-22 電話 (0577) 73-2111 (代表) HP <https://www.city.hida.gifu.jp/>

4月16日、政府から都市部の人の移動による感染の拡大傾向を抑制する観点から、全都道府県を対象とした緊急事態宣言が発令され、岐阜県は「特定警戒都道府県」に指定されました。これにより、岐阜県からは、さらなる感染防止のため、通院や生活維持に必要な場合を除く徹底した外出の自粛、都道府県をまたぐ移動の自粛が要請され、飲食店や商店なども休業や営業時間の短縮が要請されました。

こうした要請により経済活動が停滞し、お店や会社の経営が落ち込み、解雇や雇止めが始まるなど、市民生活へ影響が出はじめています。そこで、市では新たな生活・経済支援を市民の皆さまにお知らせするため、広報ひだ号外を発行することとしました。

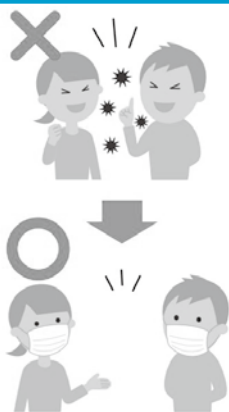
今後も市ホームページ、ほんと知るメール、SNS、同報無線放送などで新型コロナ関連の情報を迅速にお届けします。また、生活や経営が苦しい方は市の新型コロナに関するワンストップ相談窓口へご相談ください。厳しい状況が続きますが、力を合わせてこの難局を乗り越えていきましょう。

よろしくお願いいたします。

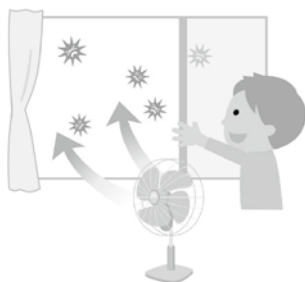
飛騨市長 都竹 淳也

感染予防 — 力を合わせてコロナを乗り切る —

ご自身を守るため
回りの方を守るため



仕事場を守るため
働く方を守るため



●外出の自粛徹底

- ・通院や生活維持に必要な場合を除き、外出しないでください。都道府県をまたぐ移動は控えてください。

●外出をする際には

- ・「3密」（密閉・密集・密接）がそろう場所を徹底的に回避してください。
- ・人との距離を2メートル程度に保ちましょう。
- ・マスクの着用を徹底し、帰宅した際にはうがい・手洗いを行ってください。

●発熱や具合が悪いときには

- ・帰国者・接触者相談センターへ相談してください。（飛騨保健所 電話0577-33-1111 内線309）
- ・病院へは必ずマスクして外さず受診してください。

●定期的換気、分散勤務、在宅勤務など、できる限り「3密」を避ける工夫

●お店、社内の環境消毒

●働く方の健康チェック、感染防止教育

●持ち帰り・配達サービスなど、経営維持の新たな工夫

離職、休業、収入減少するなど「生活が苦しい」方へ

制度	主な内容	相談先
市役所の緊急雇用	・非常勤職員（会計年度任用職員）20名を緊急雇用します ※対象者 新型コロナの影響で離職などを余儀なくされた方 ※業務内容 衛生施設清掃作業、データ入力作業、道路パトロール、草刈り作業、発掘出土品整理作業、各種補助申請受付対応事務など	総務課 0577-73-7461
“返済免除付き”生活支援資金貸付制度	・収入減少により生活にお困りの方へ、生活に必要な資金を最大 30 万円貸し付けます ※無利子・連帯保証人なし ※県の生活福祉資金貸付（20 万円等）も併用可能 ※収入が改善されない場合の新たな返済免除要件を拡充	社会福祉協議会 0577-73-3214 地域包括ケア課 0577-73-6233
子育て世帯への臨時特別給付金（国制度）	・子育て世帯を支援するため児童手当受給世帯（0 歳～中学生のいる世帯）に、対象児童一人につき 1 万円を支給します	市民保健課 0577-73-7464
市税等の納付猶予制度	・経常収入が前年比 20%以上減少し、一時に市税等の納付が困難な方へ最長 1 年間納付を猶予します ※猶予対象 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料、下水道料等使用料、保育料、情報施設使用料、育英基金償還金 ※猶予要件を緩和しました ※国税（法人税・所得税・消費税）の納税猶予と延滞金の免除は、税務署へご相談ください	税務課 0577-73-3742 ほか各部署
住居確保給付金（国制度）	・離職や廃業又は同程度に収入が減少し、家賃が払えず住宅を失いそうな方へ家賃の一定額を給付します ※支給要件 ハローワークでの求職活動実施など ※支給期間 原則 3 カ月（最長 9 カ月）	地域包括ケア課 0577-73-6233

売上減少などで「資金繰りが苦しい」事業者の方へ

制度	主な内容	相談先
中小企業経営安定資金融資制度	※融資限度額：3,000 万円 ※利子補給：1/2（3 年間） ※信用保証料補給：1/2（新型コロナウイルス要因に限る）	商工課 0577-62-8901
コロナウイルス対策特別融資制度	※融資限度額：5,000 万円 ※利子補給：全額（3 年間） ※信用保証料補給：全額 ※条件 商工団体やビジネスサポートセンターの経営指導を受けた方など	商工課 0577-62-8901
「返済ゆったり資金」に対する利子補給制度	・「返済ゆったり資金」の借り増し金額に対し、支払利子の年利 1%相当を最長 3 年間補給します ※「返済ゆったり資金」は既存の県制度融資の借入と一本化して追加融資を実行する制度で、新規に借り入れるより月々の約定返済額の増加を抑えることが可能	商工課 0577-62-8901
「新型コロナウイルス感染症対策資金」「危機関連対応資金」に対する保証料補給制度	・県の融資（新型コロナウイルス感染症対策資金・危機関連対応資金）の実行を受けた方の保証料を補給します ※信用保証料補給：全額（各制度融資毎に限度額 100 万円）	商工課 0577-62-8901
畜産・酪農農家向け利子補給制度	(1) 農業経営改善に係る資金の融資を受けた市内の肥育・繁殖・酪農農家の資金融資に対する全額利子補給します（3 年間） (2) 既存の市肉用繁殖雌牛導入基金と市乳用牛導入基金の償還を 1 年間猶予します	畜産振興課 0577-73-0152

離職者を「雇用する」方、「雇用できる新事業をお考え」の方へ

制度	主な内容	相談先
みんなで仕事づくり応援パッケージ（市民雇用奨励金・事業創出業務委託）	(1) 離職等を余儀なくされた方を臨時的に雇用する市内事業者などに対し、人件費相当額（時給 880 円）奨励金を交付します (2) 下記①②の事業提案を公募し、採択事業者へ委託料として市が発注します ①雇用創出型「離職者等の雇用を創出する新事業」 ②事業継続型「休業等から本業再開を見据えた研究・代替等業務」 ※効果的と認められる事業には最大 40 万円の上乗せ	総合政策課 0577-73-6558

休業などの間の「雇用維持を何とかしたい」事業者の方へ

制度	主な内容	相談先
雇用調整支援金	事業主が休業などを行う際に、雇用を維持するために必要な休業手当、賃金等の負担について事業者負担分相当を市で補助します ※条件 公共職業安定所の雇用調整助成金を活用	商工課 0577-62-8901

休業や時短営業などで「経営に困っている」事業者の方へ

制度	主な内容	相談先
新型コロナウイルス対応販売促進事業	・施設、メニューなどを紹介するパンフレット、看板、チラシ作成費用や小規模事業者などが新たにテイクアウト、宅配等を展開するために必要な什器の購入費用など経費を全額補助します ※限度額 20万円	商工課 0577-62-8901
起業化促進補助制度	・新たな業種への進出(第2起業)に必要な経費の2/3以内を補助します(従来の1/5以内を拡充) ※上限額 100万円(「商業地域」「近隣商業地域」内150万円)	商工課 0577-62-8901
インターネット環境整備補助制度	・インターネットを活用した商品販売や自社のPRを行う場合、HP作成、リニューアル経費の1/2を補助します ※補助上限額 50万円(従来の30万円を拡充) ※下限額 5万円撤廃	商工課 0577-62-8901
ステイホーム支援サービス緊急推進補助制度	・緊急事態宣言による市民のステイホーム(外出自粛)を支援するため、生活に必要な商品やサービスを配達する市内事業者の配達費用を1日3,000円補助します	商工課 0577-62-8901
店舗リニューアル補助制度	・店舗の魅力アップ、新たな事業への進出や事業転換に対応した改装などに要する費用の1/2以内を補助します(従来の補助率1/3以内を拡充)	商工課 0577-62-8901
おうちで飛騨市満喫キャンペーン	・売上が減少している市内事業者の売上向上と飛騨市ファンの拡大を目指して販売促進キャンペーンを開催します ※商品の送料1件あたり最大1,000円補助(期間限定:5月中)	地域振興課 0577-62-8904
飛騨市に來られないご家族ご友人に飛騨から愛を贈ろうキャンペーン	・市民がゴールデンウィークの帰省を自粛した親族などへ特産品詰め合わせを贈るキャンペーンを市と観光協会が連携し開催します ※気持ちを伝えるメッセージカード送付、送料・箱代を全額支援	観光課 0577-73-7463 観光協会 0577-74-1192

万が一感染者が確認された場合の感染拡大防止対策

制度	主な内容	相談先
建物消毒体制の強化	・市内で感染が発生した際に、市内消毒事業者と連携して速やかな消毒対応が行えるよう、該当建物の消毒作業費用に対して個人は2/3、事業者は1/2を支援します	環境課 0577-73-7482

●その他の国や県の支援制度もあります。上記の担当課へお問い合わせください。

●持続化給付金(経済産業省)、特別定額給付金(総務省)などの詳細の内容は、分かり次第お知らせします。

お得なプレミアム食事券 発売中

外食、イベント、宴会等の自粛を受け、売上が急減している飲食店を応援するため プレミアム率20%のプレミアム食事券を販売しています。

【料金】 1冊5,000円

(500円券の12枚セット)

6,000円相当

購入限度なし

■使用期間 令和2年6月30日まで(販売期間も同期間)

■販売窓口

平日9時~16時 古川町商工会・旧北飛騨商工会・神岡商工会議所
9時~15時 飛騨市役所・各振興事務所
土日9時~12時 古川町商工会・神岡商工会議所



テイクアウト
市内店舗一覧



市ホームページでは、配達やテイクアウト(持ち帰り)できる市内飲食店を一覧で紹介しています。ぜひご活用ください。

相 談 窓 口

飛騨市の相談窓口（平日）

生活相談窓口（地域包括ケア課） 0577-73-6233

事業者相談窓口（商工課） 0577-62-8901



岐阜県の相談窓口（休業要請・協力金）

「協力金」専用相談窓口（コールセンター）

058-272-2551

健康に不安な方の相談窓口

帰国者・接触者相談センター（飛騨保健所）

0577-33-1111（内線309）

ご注意ください！！

その1 「市内〇〇で感染者が発生したらしい」という**デマ**や**うわさ**にご注意を。
市内で感染者が確認された場合は、岐阜県から市長へ一報が入り、速やかに公表します。

その2 **子どもの留守番中の空き巣**にご注意を。
家の施錠、異変を感じたら110番、逃げ込める場所の確認など親子で話し合しましょう。

その3 コロナ不安に付け込んだ**詐欺、悪質訪問販売**にご注意を。
治療薬やワクチン開発への投資詐欺、高額マスクの悪質訪問販売などに注意しましょう。

その4 感染者やその家族、医療関係者など**人権**への**配慮**を。
不当な差別、偏見、誹謗中傷などせず、人権意識を待ちましょう。



飛騨市の 新型コロナに関する **情報** を **いち早く お届け** します

市ホームページ、メール、SNSなどで配信しています。
携帯電話でQRコードを読み取り、登録・閲覧画面にお進みください。

【飛騨市新型コロナウイルス感染症特設サイト】
新着情報を定期的にチェックしよう！



市公式
ホームページ



ほっと知る
メール



市公式
LINE



市公式
facebook

その他同報無線放送、ケーブルテレビでも
随時放送しています。